

感染症とその出席停止期間

お子さまが伝染病にかかったときには、完全に完治してから登園しましょう。

出席停止期間については、医師の判断が最優先されますが、ある程度の統一基準として学校保健法に定められたものを付記いたします。なお、保護者の方は、伝染の危険性に加え、保育園での日常生活への支障等も考慮して登園を再開してください。

| | 病名 | 出席停止の期間 |
|-----|-------------------|---|
| 第2種 | 1 インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで |
| | 2 百日ぜき | 特有のせきが消えるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 3 はしか（麻疹） | 発疹に伴う熱が下がってから、3日を経過するまで |
| | 4 おたふくかぜ（流行性耳下腺炎） | 耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 5 風疹（三日ばしか） | 発疹が消えるまで |
| | 6 水ぼうそう（水痘） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| | 7 プール熱（咽頭結膜熱） | 主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで |
| | 8 結核 | 感染のおそれがないと認められるまで |

| | 病名 | 出席停止の期間 |
|-----|--------------------------------|-------------------|
| 第3種 | 1 O-157（腸管出血性大腸菌感染症） | 感染のおそれがないと認められるまで |
| | 2 流行性角結膜炎 | |
| | 3 急性出血性結膜炎 | |
| | 4 溶連菌感染症 | |
| | 5 ウイルス性肝炎A型肝炎 | |
| | 6 手足口病 | |
| | 7 りんご病（伝染性紅斑） | |
| | 8 ヘルパンギーナ | |
| | 9 流行性おう吐下痢症 | |
| | 10 その他の感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎など） | |

* 登園するときにお持ちください

キ リ ト リ
治 癒 証 明 書

園長殿

園児名

病名

下記の日付より登園を許可します

医師名

令和 年 月 日 医療機関名